

基金情報

No. 71

平成19年12月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金
〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階
Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125
ホームページ <http://www.glskkn.com>

平成19年度・主要事業概況

事項	11月末数	対前月増減数	事項	11月末数(累計)
事業所数(件)	241	0	年金掛金	調定額(円) 1,196,749,062
加入員数(人)	男子 5,243	10		収納額(円) 1,188,607,902
	女子 2,211	5		収納率 99.32%
	計 7,454	15	事務費掛金調定額(円) 49,030,134	
平均標準給与月額(円)	男子 346,376	-375	資産運用	信託資産額(時価) 348億1,351万円
	女子 231,915	-180		修正総合利回り -4.23%
	計 312,425	-325		ベンチマーク差 -0.84%
受給者数(人)	5,654	24	慶弔金の支給件数・金額	54件108万円
平均年金額(円)	482,425	-35	年金相談件数	637件

財政運営・年金資産運用
委員会が開催されました

年金ALM・運用の見直しなど審議

平成19年12月11日、第39回財政運営・第55回年金資産運用委員会が開催されました。幹事銀行である、りそな信託銀行および運用コンサルタントを委託している大和ファンド・コンサルタントも同席し、次のことについて審議が行われました。

《審議事項》

- ①年金ALM中間報告について
- ②マネージャー・ストラクチャーについて
- ③足下の投資環境について
- ④りそな信託銀行における運用の見直しについて

年金ALMとは

- ◆年金資産(Asset)と年金負債(Liability)の管理(Management)の方法のことを言います。
- ◆年金資産と年金負債のバランスをうまく保つこと。年金資産の運用リスクと年金負債の変動リスクを分析し、年金財政の将来像を検証します。
- ◆年金ALMの目的は、政策アセットミックスを策定するための判断材料を得ることです。

年金ALM分析については、過去2回実施していますが、いずれも財政再計算期に実施しています。前回、財政再計算が行われてから5年経過しており、基金の実態も変化しています。

また、厚生年金保険法の改正等により財政の中立化など図られており、それを踏まえ年金ALMの実施をしました。

その、中間報告が委託先のりそな信託銀行より提出され委員会において報告されました。

当基金の成熟度はかなり高くなっていますが、法律改正、財政の中立化により代行部分の運用利回りは国の運用利回り(国の長期見通しは3.2%)、上乗せ部分は0.5%の運用利回りとなり、従前に比べ緩和されています。

代行部分と上乗せ部分の構成割合により、運用報酬を加え4%弱の期待収益率を稼げば最低限よいということとなりました。

今回の分析については、期待収益率4%、4.5%、5%と3段階の分析結果が示され、審議した結果、現行においてはまだ未償却過去勤務債務も残っており、また編入による加入員の大幅な増加も望めないため、多少のリスクを取る必要もあるのではとのことで、期待収益率4.5%として政策アセットミックスを策定し、代議員会に上程することとしました。

りそな信託銀行における短期資産(キャッシュ)の運用を見直しました。
～ファンド・オブ・ヘッジファンド(FOHF)の組み入れを決定～

りそな信託銀行は当基金の幹事銀行で年金給付を行っていることや、全運用機関の報酬の支払いを行っているため短期資産(キャッシュ)を保有しています。

しかし、短期資産の保有割合は、全資産の5%(約20億円)となっており、検証させたところ2~3%程度あれば済むという結果となりました。この部分については運用していないわけで、運用の効率化のため、10億円をファンド・オブ・ヘッジファンドに組み入れすることとしました。足下の投資環境は、サブプライム問題等非常に厳しい状況にありますが、情報等の聴取により運用効率の向上のため審議を重ねていくことといたしました。

ねんきん特別便専用ダイヤル 2日間で約1万件の相談

社会保険庁は、12月17日から「ねんきん特別便」の送付を始め、まず年金受給者に対し加入履歴と新たに結びつく可能性のある記録がある旨の通知を始めたが、それに合わせて、特別便専用ダイヤルを稼働させた。

電話での相談件数は、17日が5838件、18日が4392件と2日間で約1万件だが、内容は特別便の特別便の届いた理由や加入記録照会などの問い合わせが多い。

特別便は年内に約50万通を送付、来年1月からは第2次名寄せによる送付に対応するため、電話相談ブースも増設する予定となっている。

「ねんきん特別便」の問合せ先

ねんきん特別便専用ダイヤル 0570-058-555

平成20年1月20日まで→月～金…8時30分～17時15分

*月曜(休日の場合は翌火曜)は19時まで

*1月19日(土)は、9時30～16時まで

平成20年1月21日から→月～金…9時～20時まで

*第2土曜と1月26日(土)、3月9日(日)は9時～17時まで

事業主の皆様へ

届書「128条その1」の提出 についてのお願い

この届書は、基金の年金が国の老齢年金を一部代行していることから、社会保険事務所へ届出されている諸事項（氏名、生年月日、基礎年金番号、標準報酬月額等）と基金に届出されているものが一致するよう、厚生年金保険法第128条において、その突合が義務付けられているものです。当基金においても、毎年10月中旬頃に当基金の諸事項内容リストを発送し社会保険事務所へ届出した内容と相違がないか突合をお願いしております。

平成20年度より国と基金との記録突合が始まり、その上でも非常に重要な届書となりますので、まだ、ご提出されていない場合は、早急にご提出くださいますよう、ご協力お願い申し上げます。

なお、国と基金の諸事項に相違がない場合でも、ご提出ください。

年金相談についてのお願い

従来、電話でもお答えしておりました年金額などのご相談につきまして、個人情報保護の目的から今後は書面にて回答させていただきます。

また、事業所のご担当者の方など第三者の方からお問合せいただく場合には、お手数ですが委任状をご提出ください。

年金の確実な支給のために

当基金では退職により当基金を脱退された方が、年金支給開始年齢に達する前月末に退職時のご住所あてに「裁定請求書」を送付して年金請求をするよう通知しておりますが、退職後に住所、氏名の変更があり、基金へご連絡が無い場合、裁定請求書がご本人に届かず、年金支給ができないことがあります。この様なことを防ぎ、年金を確実に支給するために、ご退職される方へ住所や氏名に変更があった場合は当基金に必ずご連絡くださる様、お知らせ願います。事業主の皆様、加入員の皆様にはご協力の程よろしく申し上げます。

掛金は完納しましょう

掛金の納付は便利な口座振替をご利用ください。毎月、月末に自動引き落としとなります。納め忘れもなく、振込手数料もかからず、手続きも簡単です。《口座振替銀行》みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、東京都民銀行、東京東信用金庫

このほか、りそな決済サービスを利用することにより、他の都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信金、労金、郵便局、信用組合(※)、農業協同組合(※)などの金融機関からでも口座振替を行うことができます。(振替日は28日となります。)(※)一部の金融機関は除きます。

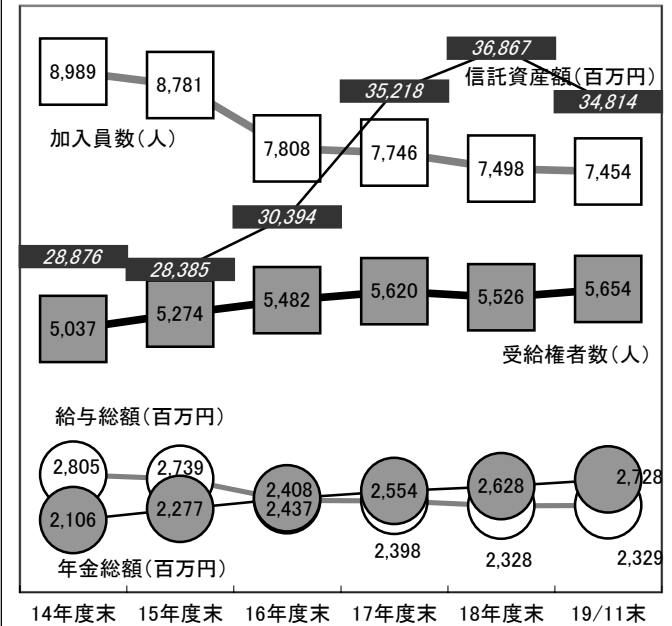
詳しくは当基金までお問合せください。

*12月分の掛金納入期限は、1月31日となりますので、ご協力お願いいたします。

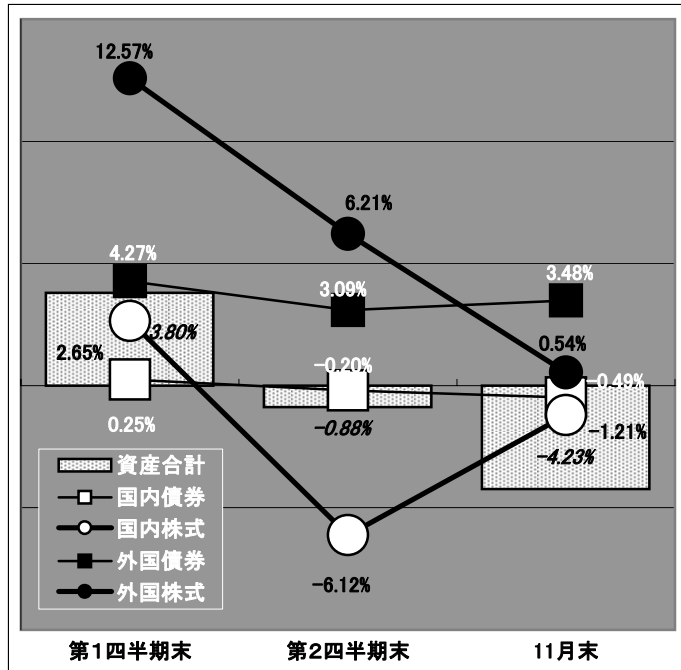
設立事業所の異動(規約変更関係等)・11月処理分

異動区分	事業所名	異動内容(新)	適用年月日
所在地変更	㈱新東洋	ひたちなか市田彦1399-5	H19.11.15
事業主変更	㈱金子硝子製作所	金子 英明	H19.11.7
事業主代理人変更	日東光器㈱	島田 三郎	H19.11.1
事業主変更	㈱はんだや	山口 洋徳	H19.11.1

主要事業の推移



年金資産の運用状況・修正総合利回り<平成19年度>



1月の事業予定

中旬～ 第3四半期の資産運用状況ヒヤリング

【お願い】

当「基金情報」を加入員の方々が閲覧いただけるようご配慮お願いいたします

ホームページでもご覧いただけます

当「基金情報」をホームページに掲載しています
創刊号から直近号までご覧いただけます
加入員の方も職場や家庭でぜひお読みください
<http://www.glskkn.com>